

ご 報 告

（株）CSI 様による救済措置（挙式等実施）の終了

平成 29 年 7 月 9 日

債権者各位

破産者 株式会社 Brillia
破産者 株式会社銀座プロジェクト
破産者 株式会社ティアラクチュール六本木
破産者 株式会社関西プロジェクト
上記 4 社

破産管財人 弁護士 富 永 浩 明

Brillia グループ破産管財人室

電話 03-3541-0881

（平日 午前 10 時～12 時 午後 1 時～午後 5 時）

FAX 03-3541-0881

株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクトの破産管財人として、ホームページにて、ご連絡申し上げます。

1（株）CSI 様からのご連絡—救済措置の終了）

Brillia グループに代わり、挙式及び披露宴をご予約されているお客様を守る見地から挙式及び披露宴を実施して頂いて参りました（株）CSI 様から、今般、下記のご連絡を頂きましたので、ご報告申し上げます。

記

（株）CSI 様からのご連絡）

「Brilliant THE 銀座」（銀座四丁目）及び「Goldenjubilie」（六本木）で行っておりました新郎新婦の皆様に対する救済措置につきましては 6 月 18 日をもって終了させて頂き、今後は、株式会社 CSI と提携している、式場をご案内させて頂きます、また、今般、お客様の相談フォローに対しては、全力で取り組まさせていただきます。

2（ご連絡に関する補足御説明）

(1)（Brillia グループの破産と事業の終了）

既にご連絡申し上げますように、結婚式場の経営会社である株式会社 Brillia、株式会社銀座プロジェクト、株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクト（以下4社を合わせて「Brillia グループ」といいます。）は、平成29年3月8日午前9時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、現在、破産手続が進行中でございます。破産手続は会社の清算を図る手続であり、Brillia グループの破産手続開始決定とともに、Brillia グループの事業（挙式及び披露宴の実施等）は全て終了し、清算手続に入っております。

(2)（㈱CSI 様による挙式等の実施とその後）

そのような状況の中、挙式及び披露宴をご予約されているお客様、特に挙式等が直近のお客様を守る見地から、㈱CSI 殿において、Brillia グループに代わり、家主様及び各リース会社様にも特段のご理解とご協力を頂き、Brillia グループが経営しておりました「銀座4丁目のブリリアント・ザ・銀座」及び「六本木7丁目のゴールドエンジュビリー」を使用して、出来るだけ破産の影響を受けない形で挙式及び披露宴を実施して頂いて参りました。

上記の通り、平成29年6月18日をもって、㈱CSI 様による Brillia グループ式場による挙式等は、終了となったということでございます。

㈱CSI 様は、今後も救済のフォローをしながら、他場所にてレストランウエディング、ブライダルコーディネートカウンター等で、救済に尽力をされた社員と共に新たにスタートすることになると聞いております。

(3)（終わりに）

㈱CSI 様には、Brillia グループの破産手続開始決定以降、挙式及び披露宴をご予約されているお客様のために大変なご尽力を頂きました。破産管財人としても、㈱CSI 様の大変なご尽力に対し、心より敬意を表し、お礼を申し上げるところでございます。

以上、ご報告申し上げます。今後とも、引き続き、破産手続へのご理解とご協力のほど、何卒宜しく御願ひ申し上げます。